

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和三年四月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年十二月十八日奈良県指令高土第三二一―二一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年四月十二日高土第九九〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年四月十二日高土第四一八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市別所四三番五、四四番三、四四番六、四四番七、四四番八、四四番九及び四

四番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市淀川区宮原一丁目六番一号

セキスイハイム近畿株式会社 代表取締役 八木健次

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市別所四三番五及び四四番三

下水道 香芝市別所四四番三の一部